

交通事故などの被害にあったら

第三者行為による国保利用

加害者のいる交通事故などで国民健康保険（国保）の保険証を使用した場合、届け出が必要です。

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・4138）



市ホームページID.1002640

負傷原因の照会を行うことがあります

医療費を適正に給付するため、交通事故などの第三者行為によるケガの可能性がある人に対して、負傷原因の照会を行っています。負傷原因の照会文書が届いた人は、回答にご協力をお願いします。

このようなきは国保の保険証を使用できません

次のような事故やケガの場合には、国保の保険証を使用できませんので、注意してください。
 ・労災が適用されるもの
 ・故意による犯罪行為
 ・法令違反によるもの など

第三者行為の例

- ・第三者行為には、次のようなものがあります。
- ・相手のいる交通事故（同乗者を含む）
- ・他人からの暴力行為
- ・飲食店での食事による食中毒
- ・他人のペットにかまれた など

第三者行為の国保利用時は届け出が必要

加害者の行為（第三者行為）による交通事故などで受けたケガや病気の治療をした場合でも、国保の保険証を使うことができます。ただし、本来加害者が負担すべき医療費を、帯広市が一時的に立て替え、後日加害者に請求するため、国保課への届け出が必要です。

（図）

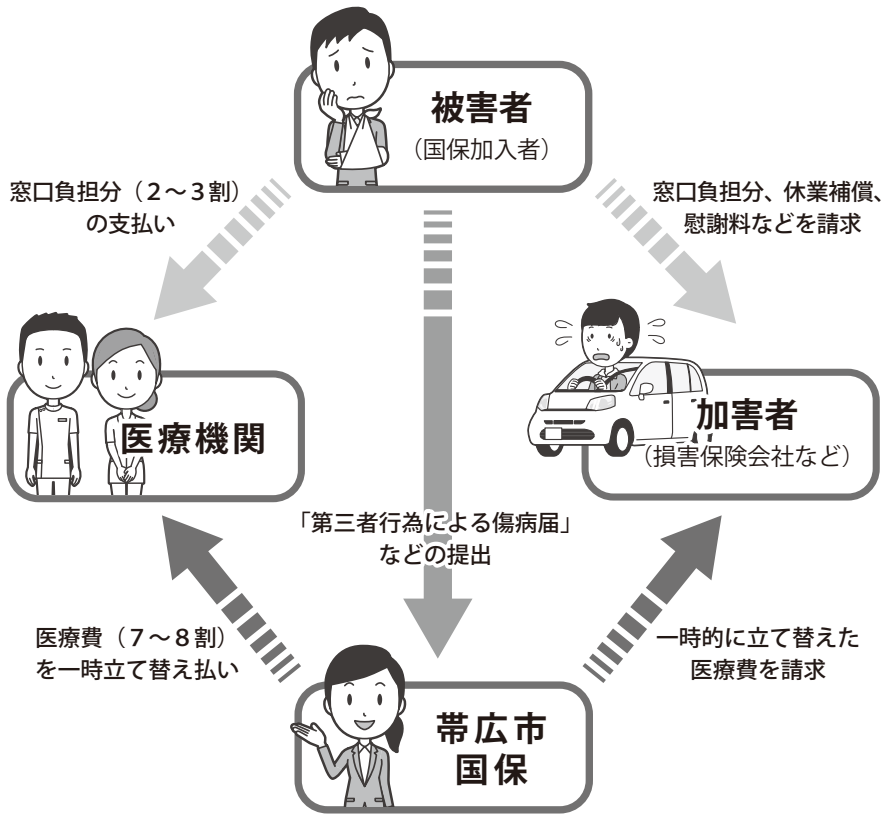
国保以外の被用者保険（会社の健康保険など）の保険証を使う場合は、加入している健康保険組合などに問い合わせください。

届け出に必要なもの

- ①本人確認書類（運転免許証など）
- ②印鑑
- ③国保の保険証
- ④第三者行為による傷病届
- ⑤念書（兼同意書）
- ⑥事故発生状況報告書
- ⑦交通事故証明書 など

※④～⑥は、国保課で配布しているほか、市ホームページからも印刷可能です。届け出などの記載方法や交通事故証明書の入手方法は、国保課または加入している損害保険会社に問い合わせください。

図 第三者行為により国保を使用した場合の流れ



ジェネリック医薬品を使用しませんか

上手に使用し薬代を節約

国民健康保険（国保）は、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進に取り組んでいます。

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・4138）

医療の高度化、高齢化の進行などを背景に、国保の被保険者1人当たりの医療費は増加傾向にあります。市は、国民健康保険制度を将来にわたって安定的に運営していくため、医療費を抑える取り組みの一つとして、ジェネリック医薬品の普及啓発に努めています。

ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に発売される医薬品です。

先発医薬品の特許期間（20～25年）終了後に厚生労働省の承認を得て製造・販売されるもので、先発医薬品と同じ有効成分で、同等

ジェネリック医薬品 Q&A

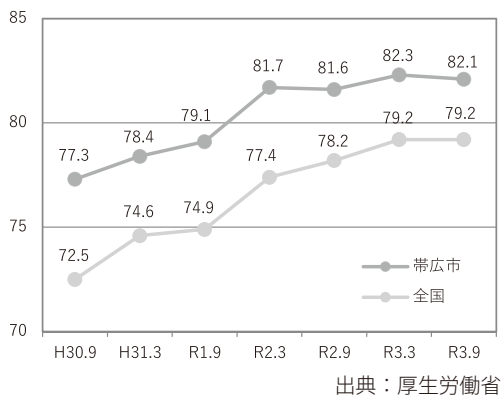
どんなメリットがあるの？

先発医薬品に比べて開発費用が大幅に抑えられるため、低価格での提供が可能です。先発医薬品と比べて5割程度、中には、それ以上安くなる薬もあります。

効き目や安全性は大丈夫？

先発医薬品と同様にさまざまな基準を守って製造され、厚生労働省が効き目や安全性について審査しています。先発医薬品より薬の大きさや味、においを飲みやすく工夫したもののほか、保存性を向上させた製品もあります。

図 国保加入者のジェネリック医薬品使用割合（%）



使用するためには

ジェネリック医薬品の使用を希望する場合は、病院・診療所・保険薬局で医師・薬剤師に相談してください。初めて使用する場合は、一週間のみなど、短期間だけジェネリック医薬品に変更することもできます。なお、変更後も、体調の変化や副作用が疑われる症状などを医師・薬剤師が確認した上で、本人の意向も踏まえて先発医薬品に戻すことができます。

ジェネリック医薬品の差額通知を送付しています

市では、対象月に処方された薬に対し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の例を提示し、対象月の削減可能額をお知らせする差額通知を送付しています。1回分の差額は小さくても、累積すると薬代の削減効果が大きくなるので、特徴やメリットを理解した上で、ジェネリック医薬品を上手に使用してください。

通知対象者

国保に加入している7歳以上の人（主に慢性疾患などの先発医薬品を服用されている人）で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代の自己負担額が一定以上安くなると見込まれる人。

ジェネリック医薬品に関するお知らせは、市ホームページや、毎年保険証の更新時に同封する「国保のしおり」でもご覧いただけます。



市ホームページ ID.1002660